

国民健康保険の医療費通知

国民健康保険の医療費負担の仕組みや、健康に関する認識を深め、医療機関などの診療報酬の不正請求を防止するため、医療機関などを受診した世帯全員の医療費総額を記載した医療費通知を送付しています。

■医療費控除の申告に利用できます

下記の場合は、領収書などで金額を確認し「医療費控除の明細書」に補記が必要です。

- ・精神科を受診した場合(プライバシーに配慮し記載されません)
- ・県外の医療機関を受診した場合(一部診療機関名が記載されていないことがあります)
- ・医療機関から国民健康保険への請求が遅れるなどの理由で、一部の受診が記載されていない場合
- ・通知に記載されている患者負担額と実際の負担額が異なる場合(公費負担医療や高額療養費等を利用した場合)

■医療費通知の送付時期

送付月	対象診療月	令和4年の11月と12月の診療分が記載されている医療費通知は、令和5年の3月上旬に送付を予定しています。通知が届く前に確定申告をする場合は、医療機関などの領収書で計算してください。 ※医療費控除の申告に関しては、税務署にお問い合わせください。
令和5年2月上旬	1月診療分～10月診療分	
令和5年3月上旬	11月診療分・12月診療分	

☎保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619

国民年金のあれこれ

年金生活者支援給付金制度

公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして「年金生活者支援給付金」が支給されます。

対象	請求手続
<ul style="list-style-type: none"> ● 老齢基礎年金受給者で、下記の全てに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上 ・ 世帯員全員が市民税非課税 ・ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下 ● 障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している方で、前年所得が4,721,000円※以下の方 ※扶養親族の数に応じて増額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに年金生活者支援給付金を受給する方 対象者には、お知らせが送付されています。同封のはがきに必要事項を記入して提出してください。 ※令和5年1月4日までに請求手続が完了した場合、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。 ● 年金の受給を開始する方 年金の請求手続と併せて、年金事務所または保険医療課医療保険年金係で請求手続を行ってください。

詳しくは 日本年金機構ホームページ



☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107

歯科健康診査を実施します 無料 ※治療費などは別途必要です。

高齢者の口腔機能の低下や肺炎などの予防を図るための歯科健康診査を行ないます。対象の方には、受診券を送付していますので、受診を希望する方は、歯科医療機関へ直接申し込んでください。

令和3年度中に75歳の誕生日を迎えた方

令和4年度中に80歳になる方

対象者	対象者
<ul style="list-style-type: none"> ● 昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの方 ● 広島県後期高齢者医療被保険者の方(歯科健康診査受診時) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれの方 ● 広島県後期高齢者医療被保険者の方(歯科健康診査受診時)
令和4年12月31日(土)	令和5年3月31日(金)
広島県歯科医師会が指定する広島県内の歯科医療機関 ※受診券送付時に一覧表を同封しています。	市と契約している歯科医療機関 ※受診券送付時に一覧表を同封しています。
広島県後期高齢者医療広域連合 歯科健診コールセンター ☎082-512-0502	健康長寿課 母子保健係 ☎お太助フォン 42-5633

中学校統合に向けて

第5回

令和4年度 第1回 総合教育会議を開催

9月22日(木)に総合教育会議を開催し、中学校統合に関する保護者アンケート結果を基に「市長」「教育長」「教育委員」が情報を共有しました。

〈今回の会議で出た意見〉

10年以内の統合はやむを得ない状況。「統合して良かった」と夢や希望を持てる統合にしてほしい。

義務教育最後の3年間について、答申中にある「望まれる学校規模」を実現できる方向で議論していきたい。

物理的、財政的な制約はあるが、今よりもより良い教育環境となるよう議論を進めたい。

〈今後の取り組み〉

- 保護者や市民を対象に説明会を開催
- 推進計画の素案を策定
- 市民から推進計画素案に対する意見を聴取
- 教育委員会会議で統合の基本方針を決定

総合教育会議とは
地方公共団体の長(市長)が設けるもので、市長および教育委員会(教育長・教育委員)で構成されます。

☎教育総務課 学校統合推進室 ☎お太助フォン 42-0049